

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年6月20日第23回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

### 2. 出席委員

(公選) 濱脇嘉則・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美  
赤坂寅秀・鮫島安平

(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代

### 3. 欠席委員

(公選) 雨田勇・下村直義

(選任) なし

### 4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について

日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について

### 5. 議事

(事務局長) みなさん、おはようございます。それではただいまから、第23回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長) 本日は、3番雨田委員、12番の下村委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中11名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、1番鮫島達委員、2番石堂委員を指名します。

(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長) 日程第3, 議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。  
本案について, 事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転, 件数2件, 筆数14筆, 面積25,283㎡。使用貸借, 件数2件, 筆数3筆, 面積16,289㎡。合計で件数4件, 筆数17筆, 面積41,572㎡。畑39,731㎡, 田1,841㎡。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため, 許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程, 宜しく願いいたします。

(議長) 次に第1項順位1について, 担当調査委員の5番, 赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員) はい, 5番赤坂です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る6月16日, 譲受人, ○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在, 大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○-3, 地目畑, 面積4,474㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○-6, 地目畑, 面積732㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○, 地目畑, 面積1,231㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○, 地目畑, 面積4,465㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○-1, 地目畑, 面積2,487㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○-4, 地目畑, 面積148㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○, 地目畑, 面積1,952㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○, 地目畑, 面積188㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○-1, 地目田, 面積1,155㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○, 地目田, 面積277㎡。大字坂井, 字○○○○, 地番○○○○, 地目田, 面積409㎡です。譲渡人, 住所 大阪府大阪市○○○○○○○○丁目17番21号, ○○○○さん。譲受人, 住所 中種子町油久○○○○番地, ○○○○さん。申請理由は, 譲渡人が妹へ贈与, 譲受人が兄から受贈となっております。場所については, 国道58号線を南種子の方へ行きますと○○○○がございませう。その○○○○のところのところに元, ○○○○さんの家に行く道があるんですけど, そこの道に沿って○○を挟んで右と左が○○○○と○○○○の畑でございませう。○○○○番はその道路に沿って, ○○○○さんの家に行くところに十文字がありますけれども, その手前の道下の左側でございませう。それから○○○○番の畑は, その○○○さんの家をそのまま, まっすぐ下の方へ300mくらい下って行きますと, 山際のほうにその○○の畑がございませう。○○○○と○○○○, それと○○○○番については, その○○○さんの家のところの角を左の方に行きまして, コンクリート舗装がされております。それを約○○mくらい下って, それからまた右の方へ300mくらい行きますと右側と左側にこの3筆があります。○○○○番については, ○○よりその○○○○に通じるみかん園を過ぎていきますと, すぐに降りたところに橋が

ございます。〇〇を左のほうに約 300 m いった所の山の方に〇〇〇〇の畑があります。〇〇〇〇については、〇〇を降りて〇〇のすぐ 150 m くらい先の左側にあります。そこには現在、田を作っております。〇〇〇〇番と〇〇〇〇番につきましては、〇〇に降りたその〇〇から田んぼの中の舗装道路を左の方向へ約 350 m ぐらいいった所の山手のほうの右側にあります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項順位2について、担当調査委員の1番鮫島達委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番の鮫島です。議案第1号第1項農地法第3条申請所有権移転の順位2について説明をいたします。去る6月12日午前9時半より、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字納官、字〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積 10,365 m<sup>2</sup>。貸人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地6、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地8、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営拡張による貸借です。貸借の内容につきましては、無償による貸借期間5年の使用貸借権の設定です。場所につきましては、国道58号線の〇〇〇バス停より南に200 mほど行ったところより東に向かって〇〇kmほど上がって行ったところの左側の畑で現在牧草を作っております。その手前に〇〇〇〇さんの〇〇〇〇がございます。その奥に〇〇〇〇さんの〇〇〇〇があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

(議 長)ご苦労様です。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項順位3について、担当調査委員の10番上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい。10番、上妻です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位3について説明いたします。去る6月12日午後1時、借人、〇〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地の現地調査を実施いたしました。土地

の所在，大字田島，字〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 3,975 ㎡です。大字田島，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 1,949 ㎡。貸人，住所 中種子町田島〇〇〇〇番地乙，〇〇〇〇さん。借人，住所 中種子町野間〇〇〇〇番地 2，〇〇〇〇さん。申請理由は貸人が相手方の要望，借人が経営拡張による貸借です。貸借の内容については，無償による貸借期間5年の使用貸借権の設定です。場所については，〇〇〇集落の〇〇〇〇さんの自宅の前を〇〇〇に向かって行きますと十文字の広域農道にぶつかりますが，それを〇〇〇〇の方に 300 m下り〇〇に向かって 150 m行きますと，〇〇〇〇番の土地にあたります。それから 15 m下りますと，〇〇〇〇番の土地にあたります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様方のご審議の程を宜しく願います。以上です。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項順位4について，担当調査委員の2番石堂委員の説明をお願いします。

(2番委員)はい。2番石堂です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位4について説明いたします。去る6月13日，譲受人，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字野間，字〇〇〇，地番〇〇〇，地目畑，面積 2,472 ㎡です。土地の所在，大字野間，字〇〇〇，地番〇〇〇，地目畑，面積 3,719 ㎡です。土地の所在，大字野間，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇，地目畑，面積 1,574 ㎡です。3筆で 7,765 ㎡になります。譲渡人，住所 大阪府〇〇〇〇〇〇〇ー〇，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 中種子町野間〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が農業廃止，譲受人が経営拡張となっております。場所につきましても，〇〇〇〇番とその下の〇〇〇〇番は，〇〇〇〇がありますけれども，北西方面にこの 3,719 ㎡の畑につきましてもはこの〇〇〇〇のすぐ上になっております。そしてその畑の反対側の傍に農道がございます，その農道の下が〇〇〇〇番の畑でございます。それと〇〇〇〇番ですが，これは〇〇〇からまっすぐ行きますと〇〇〇〇のところから県道増田の方に行きますと約 100 m行ったところに，左上の方に〇〇〇〇さんの家がありますけれども，あの前を歩いて約〇〇mくらい上がって行きますと圃場整備に出てきます。その圃場整備に出てきたところが段々になっておりまして，下から3段目のところの右側がこの〇〇〇〇の畑でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下

限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様方のご審議の程を宜しく願ひします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件、使用貸借権2件については、許可することに決定します。

(議 長)次に、日程第4、議案第2号、「農地法第5条申請について」を議題とします。

本案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第2号第1項順位1の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地。譲渡人、〇〇〇〇さん。住所 中種子町増田〇〇〇〇番地1。申請農地の表示、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇番7、地目畑、地積312㎡です。転用目的、一般住宅、〇〇〇〇住宅となります。申請理由、既存の〇〇〇〇は、宅地までの道路及び敷地も狭いため学校の近隣を探し、本申請地を求め新しい〇〇〇〇を建築したい。鹿児島県教育委員会より平成28年度学校施設環境改善交付金の内定通知書、及び中種子町の本年度予算の財源内訳にも記載されており実現性はありと思われま。土地利用規制等は、都市計画区域外、農振農用地外、第2種農地のその他の農地と考えま。棟数・面積等は、居宅96.05㎡、畑用通路75㎡、その他庭140.95㎡、合計312㎡。建ぺい率は、32.48%です。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議 長)次に議案第2号第1項順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)7番、戸田です。議案第2号第1項順位1農地法第5条申請の現地調査について説明いたします。この案件につきましては先般6月10日午後2時より、濱脇会長、鮫島安平委員、石堂委員、事務局、申請人の代理の中種子町〇〇〇〇〇〇以下2名の職員、立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所としましては、〇〇〇〇の正門を通り約40mくらい〇〇〇〇に向かって行ったところの右側に〇〇〇〇があります。〇〇〇〇に向かって右側の土地でございます。現在の〇〇〇〇住宅は、学校の裏手にありますが、築45年を経ており入り口も狭く、行事の折りに多くの関係者が集まりますが、不便な場所であり、

今回の申請となりました。申請地の周辺は、〇〇〇や道路及び宅地に囲まれた、〇〇〇〇集落の中心部になります。排水計画においても合併浄化槽を設置し、側溝へと放流するなどの被害防除計画も出されており、転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。また、財源も確保されていると添付資料で確認できます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われまます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長) ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員) ありません。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請」の第1項順位1については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長) 次に、日程第5、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料の5頁をお開きください。承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。平成28年6月30日を公告日とする利用権設定、所有権移転4件、筆数8筆、面積19,031㎡、賃貸借権15件、筆数39筆、使用貸借権1件、筆数1筆、面積78,462㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の6頁から37頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長) これから整理番号1から12の審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号1から12については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号1から12については、承認することに決定しました。ここで、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、久保田委員の退席をお願いします。

(久保田委員の退席)

(議長)次に、整理番号13番について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号13については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号13については、承認することに決定しました。

(久保田委員の入室)

(議長)次に、整理番号14から16について審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。整理番号14から16については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」の整理番号14から16については、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の38頁をお開き下さい。承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更について」を説明します。件数3件、筆数3筆、変更面積5,217㎡、契約年数6年、合意による解約でございます。詳細につきましては、資料39頁から41頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認する事に、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号、「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は、承認することに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成28年第23回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者